

第十三回国 参議院水産委員会會議録第四十四号

昭和二十七年六月十八日(水曜日)午後一時五十三分開会

出席者は左の通り。

委員長 木下 辰雄君

理事 松浦 清一君
千田 正君

委員 秋山俊一郎君
藤野 繁雄君

政府委員

大蔵省主 石原 周夫君
計局次長 塩見友之助君
水産庁長官

事務局側

常任委員 岡 尊信君
會専門員 林 達磨君
會専門員

参考人

日本捕鯨 藤田 巖君
協會会長 小濱 八彌君
日本海洋漁業 協會副会長
日本水産株 式会社社長 鈴木 九平君

本日の會議に付した事件

○水産物増産対策に関する調査の件
(日米加漁業條約に関する件)

○日本国とアメリカ合衆国との間の安
全保障條約に基き駐留する合衆國軍
艦に水面を使用させるための漁船の
操業制限等に関する法律案(内閣提
出、衆議院送付)

○委員長(木下辰雄君) 只今から委員
會を開会いたします。

第十部

水産委員会會議録第四十四号 昭和二十七年六月十八日【参議院】

日米加漁業條約に関する件を議題に
供します。本問題につきましては、外
務、水産の連合委員会を二回開きま
して、当局に対していろいろ詳細なる質
問をいたしましたのであります。先に外務
委員会から水産委員会に向つて水産委
員會の態度を問かしてくれというよう
な申出がありましたので、水産委員会
においては慎重審議いたす必要を感じ
まして、本日特に業界の權威者お三方
に来て頂きまして、更にこの件につ
いての御意見を聞きまして、そうして委
員會の態度を決定いたすことになつた
のであります。お三方にわざわざおい
で願ひまして恐縮に存じます。これか
らこの條約案についての御意見を順次
拜聴いたしたいと存じます。
先ず藤田さんからこの條約に対して
こが悪いとか、こがよいとか、若
しお感じがあつた点を一応お述べを願
ひたいと思ひます。
○参考人(藤田巖君) 丁度日米加の漁
業協定の會議がございましたときに、
私直接折衝いたしておりましたのであ
ります。大分時日が経過しております
ので記憶も薄れておるところがござい
ますが、只今委員長がお話になりまし
たことにつきまして、考へていること
を述べたいと思ひます。
この日米加の漁業協定につきまして
て、約四十日の間三國の委員が會議で
いろいろと議論をしたのであります。
その基本的な考え方というものは、飽
くまでも公海漁業は自由であるといふ
原則を貫いて行く、併しながら自由と

申しまして、野放図な自由というこ
とではこれはないのであります。や
はり資源の維持という点については国
際的にも大いに協力をしなければなら
ない。従つて或る特定の資源につ
いて、特にその資源が有限であるよう
なものについては、これは濫獲に陥ら
ないようにそれ／＼の国がやはり自発的
に制限をして行く、それもこれは必要
なことであらうという骨子でこの漁業
協定ができておるのであります。従つ
てこの漁業協定で公海漁業の自由とい
うものについては、或る特定の資源につ
いては特定の国は、つまり一定の條件
を備えておるところの資源については
或る條項に該当するところの国が遠慮
をし、又現在やつている国は保存措置
を続けるということが一つの了解的な
ような事柄になつておりますわけであ
ります。従つて只今どういふ点が不満
であり、どういふ点がいろいろ足りな
い点があるかというようなお話であり
ましたが、勿論この協定はお互いの国
のそれ／＼の主張を話合つたものであり
ますからして、議論をしております上
にまたりません点それはあるであら
うと思ひます。従つて會議でいろいろ
問題になつております点については、
これはやはりそれ／＼の国の主張が違
つておつたのであります。併し結論と
して申しまして、私もはあの漁業協
定は、我々としたしましてはどうして
もこの点が守らなければならぬ最後
の一線については、これは確実に守り
お寄せたと考へております。従つてそ

の意味で公布後、あれと同じような内
容の條約が他國と結ばれる場合におき
ましても、日本の立場というものは十
分に取入れられて、支障のないもので
あらうというふうに私は考へておりま
すわけでありまして、大体抽象的でござ
いまして、大体のことを申しまして又
あとは御質問にお答えいたします。
○委員長(木下辰雄君) 小濱さん願ひ
ます。
○参考人(小濱八彌君) 私も三國の漁
業協定が行われます際におきまして
は、代表の一人として業界の中から選
ばれたものと思つておりますが、協議
に参画いたしておりましたのでござい
ます。で三國の漁業協定が始まる
に当りまして、この三國で結ばれる漁
業協約は、今後日本がいろいろの國と
漁業協約を結ぶに當つての一つのモデ
ルとなることもあるし、或いはそれが
いろいろに引用されるが故に、日米加
三國の漁業協約において結ばれること
の條項が、今後諸外國と日本が結ぶ
場合に支障のあるような條項を結んで
もらつては困るということを業界では
考へておりました次第でございまして。
で申すまでもなく世界のほうほう
で、講和條約が効力を發生して、自由
に日本の漁業者が活動ができるように
なれば、日本の漁業者はどこにでも来
て無茶をやるのじやないかというふう
な感じが広く行われておつたように思
います。米加の漁業者の中にも、自由
に活動ができるようになると、日本の
漁業者が来て沿岸を荒すのではない

というふうな声が、米加の漁業者の間
にあつたようでございまして。戦前、日
本の漁業者は米加の沿岸を無茶に荒し
たとおぼえておりました。併しながら
そういうふうなことが言われており
まして、米加の漁業者の間には、そう
いうふうな感じが広く行われておるよ
うでございまして。従つて今回の日米
加の漁業協約が始まりまする場合に
は、米國及びカナダでは、日本の漁業
者が近くに來ちや困るというふうな案
を持つて來るのじやないだらうかとい
うことを業者は心配いたしておつたの
でございまして。で、若しもそういうふ
うな案が出て來るとすれば、我々の主
張を十分に通過して、將來日本がほかの
國と結ぶ場合に邪魔になるような條項
は、一切入れちや困るのだ。で、米加
の漁業條約において、日本の漁業者は
如何なる主張をなすべきかということ
について、あらかじめ研究をしておこ
うというので、あの協約が、協議が始
まりまするずつと前から、漁業者の間
で海洋漁業協議會というものを作つて
業者の意向をまとめておりましたよう
な次第でございまして。米加との漁業協
議に入る場合については、業者の意向
は如何に主張するか、業者といたし
ましては、獨立を回復すれば、日本の
漁業者は公海において自由な漁業が
できるというのであらねばならぬ。
併しながら我々業者が公海において自
由に漁業をする主張するのは、無茶
をやつてもよろしいかということ意味
するのではないのだ、水産資源を濫獲

いたしませぬことによつて資源が減少するような状態になりますことは、これは人類全体の不幸を招くゆえんであるから、だから公海において漁業が自由であらねばならんと主張するけれども、併しながらそれは資源の保持の義務を伴う公海の自由でなくちやならんということではなければ、我々の主張は正しくないのじやないかというふうなことで、こう我々は論議いたしておつたのでございます。で、米国及びカナダのほうでどういふ案を出されるか知りませぬけれども、我々としては、公海における漁業は自由であります。併しながら魚族について、或る魚族をこれ以上取つては、魚族を永続する、資源を保持することの邪魔になるというふうな状態になつておる場合については、これは制限をしなくちやならん場合ができるだろう。併しながらその制限は、締約国にひとしく平等にその制限は課せらるべきものであつて、或る一国のみが制限せられ、他国は制限を受けないというふうなものであつてはいけぬのだ。然らばそういうふうな状態にあるや否やということとは、締約国の間で委員会でも作つて、そういう状態にあるかどうかということを書きめればいいんじやないかというふうなことを我々は論議いたしておつたのでございます。その我々が論議いたしておりましたことが、今度の日米加漁業協約に臨んでみますると、米加の間で、原案として出て参りましたものに大体その原則が盛り込まれておつたのでございます。従つてこの協約を進めて参りますについては、如何なる原則の下に漁業協約を成文化するかということについて、原則に関する議論を十分に

しようにやないかというふうなことを我々は主張いたしておつたのでございませぬ。で我々業界で心配をして、あらかじめ備えておりましたものについては、水産庁及び外務省にその意見を十分に通じてあつたのでございまして、外務省及び水産庁において、その意見を十分に御審査頂けるし、又協議に臨んで業界の代表もそれに参画するようになつておることで、我々漁業者の意見はあの漁業協約の中には十分に取入れられておるものと考えております。従つてあの漁業協約については、交渉の経過において、いろいろの問題について非常に緊迫したような事態にも及んだこともございするけれども、大体において、業者が今後海洋において活動をいたしますのに不当に制限をされるということのないように、そういう悪い先例にならないようにという用心をいたしておりました点は、あの漁業協約の中に十分にそういう考慮されておるものと、大体私たちは考えております。

○委員長(木下辰雄君) 鈴木さん一つ。

○参考人(鈴木九平君) 御指名によりまして、日本水産の鈴木が御回答申上げます。

私藤田、小濱両氏と行を共にして漁業協定折衝中四十日間外務省に通つた一人でございます。

どこが不満かと、こういう委員長の御質問であります。只今両氏から申上げた通り、この條約締結の事前において、我々業界、特に私は経済行為を直接行う業者といたしまして出たわけでございます。事前においてすでに

いろいろの点を討議されて、早く言えば藤田さんから申上げた通り、野放図な、いわゆる何らの制限を受けずに仕事をするというとは非常に自由である、又経済行為をするに非常に榮である、この点には間違いないと思ひます。が、横々前二者も申上げた通り、国際間における我が国の立場、或いは人類共同の水産食糧を永続させる、こういう面においては、我々直接経済行為を行う業者の立場におきましても、その資源を永久に存続させるためには、或る程度の資源存続の根本に立上つてこれをよく考えなければならぬ、こういう線で事前によく打合せしてやつたわけなのであります。いろいろ論議される漁区の問題が討議せられておるやに承つておられますが、これ又我々の将来への水産資源を永続させる一つの手段である、私はこう信じておりました。本日一つの線を置かれるというやうな問題について、無論先ほど申しました通り、何らの制限を受けないことは、確かに我々業界人としては望ましいのであるが、今も申上げた通り、国際間の一つの行き方としては、これは永遠の我々の幸福を図るために止むを得ないものである、これも私を信じて、事前協議の席において、委員長からの御質問の通り、何が不満であるか、こう言われましても、いわゆる折衝の面に當つて、私としてはこの程度ならば我が業界は大なる障害は受けない、大害はない、こう信じてこの案に殊更に不満を抱くという点を見出し得ないのであります。以上を以ちまして御回答申上げます。

○委員長(木下辰雄君) 御三人に対し

御質問がありましたらお願いいたします。

○千田正君 私の開きたい第一の点は、日本が独立以前に、而も通商條約というやうな重大な條約を締結しない以前に、占領治下に何故にかくまで米加が急いで日本と漁業協約を結ばなければならなかつたかという点についての御觀察を承わりたいと思ひます。

もう一つはこれは占領当時における水産関係の代表者として来られておつたヘリングトン氏あたりが、特にアメリカ及びカナダの間に申合せられて、そして急いでこの問題の解決に没頭したやに聞いておりますが、何故に日本は独立しないうちにこうした問題を掲げてやらなくちやならなかつたか。そういうことが果して日本のために利益であつたかどうかという点についての御觀察を承わりたいと思ひます。

○参考人(藤田藤君) この漁業の問題は日米加いずれも非常に深い関心のある問題でありまして、できるだけ早くこれを解決するというのが相互のためになると私も信じております。従つて又この會議を始めます場合も、占領治下ではございしましたが全然独立国としての待遇の下に何ら総司令部の干渉を受けずに自由な立場で折衝をすることを認められておつたのであります。従つて率直に私も感じます。占領治下であらうとなかろうと我ががやりましたことは、独立国と同様思つたことを言ひ、決してさやうな気がねなしに十分にやつたものと考へております。従つてこの点については、何ら我々としたしましては特に占領治下であつたからどう、或いは占領後であつたからどうというふうな区別はなかつたものだと思います。

○千田正君 世の中にはややもすると、私も或いはそういう観点にとられた点もありましたが、独立と同時に、かつて占領下においてはマツカーサー・ラインなるものを設定されて、その限界を越えて日本の漁船の出動ができなかつた。独立と同時にそれが撤廃された。撤廃された場合に世界の公海に操業できるという一つの権利の獲得と同時に漁獲し得る、そういう場合にいわゆるマツカーサー・ラインに代るべきところのこの制限ラインを施行する意図が米加にあつたのではないかと、いふに考へられます。が、その点についてはどういふふうにお考えになつておられますか。

○参考人(藤田藤君) これは日米加ともに共通に考へておつたのであります。日本は勿論沿岸漁業を持ち、同時に遠洋漁業を持つておる。アメリカ自身も同時に沿岸漁業を持ち遠洋漁業を持つておる。カナダはまだ遠洋漁業というものは今後の問題でありまして、沿岸漁業のみであります。将来遠洋漁業に進出しようというやうな考へを多分に持つておる。従つて日米加の間においてはその考へ方は大体似たところがあつたのであります。従つていづれもすべての魚族について、一切の漁業について排他的の線を設定するといふやうなことは全然どこも考へてならぬ、これはその後他国でいふ、主張されております点と非常に趣きの違ふ点であらうと思ひます。従つていわゆるマツカーサー・ラインといふやうなものはこれは当然なくなつてしまふ。

決して一切の漁業について一つの線を公海に画して、そこからはすべての漁業を排除するというようなことは、これはどこも考えておらなかつたと思ひます。

○千田正君 更にこの三国條約が先ほど小濱さんからのお話には、いわゆる国際漁業條約のモデル・ケースであるという点であります。成るほどアメリカ、カナダとの間にはこうした立派な條約がなされるというふうに考へられて、次に更に南太平洋若しくは支那海、日本海等においての、日本と水の間を同じくするところの他の国々との間の條約の際に、この條約を結んだがために不利益になるといふやうなことは全然考へられないといふお言葉を御三人から承つておりますが、現実においては御承知の通り李承晩ラインといふやうな問題が起きて来る。

而も李承晩の主張するところの問題は、この日米加三国條約の一部の條文をとらえて、そして自国の利益を主張してある点がある点で、こうした問題が恐らく今後もフィリピンとの間或いは瀋州との間、若しくは将来中共との問題、或いはソ連との問題も当然起きて来るのであろう、かういふやうに考へられるのでありますが、その点についてはこの條約は邪魔にならなからぬか。或いはこの條約を結んだがために、将来を考へた国々との間の條約の際にいろいろ日本の利益を守るため一つの支障にはならないかどうかといふ点について承つたいと思ひます。

○参考人(小濱八彌君) アメリカ及びカナダ、殊にアメリカが三国の漁業條約に臨みますに當つて、私想像いたし

ますのに、アメリカは日米加三国の間に漁業の協約のモデルを作るんだといふ意図を多分に包含しておつたものと思ひます。それは私はそう想像いたしておられます。公海においても漁業の保持というのを考へなければならぬ。従つて或る魚種についてこれ以上漁獲を増加したくないことは、その魚種を永続せしめるゆゑんではないんだといふやうな事実が科学的に証明をせられ、而もそれを守るためにいろいろの規制が行われていふやうな魚種については、三国の間でこれ以上漁獲を増大しないといふことをして行くやうにやないか。かくのごとくにして魚種の保持を守つて行くこと、如何なる国と漁業條約を結ぶに當つても、そういう原則の下に立つて漁業條約といふものはやるべきだといふやうなことを示すといふ意図がアメリカの思想の中には入つておつたんじゃないかと私は想像いたしておられます。で三国の間でいろいろその原則について論議をいたしておりましたのも又そういう意味においていふやうな議論がなされたのでござい

ます。最後にたしか決議の中に今後締約国がほかの国と同じやうなことにいつて條約を結ぶ場合については、この漁業條約の中に現われておる思想に基づいてやるやうにしようといふやうな決議が行われたのもその意味であると思ひます。そういう意味において私はモデル・ケースといふやうに申したものでございまして、これが完全なるものとは考へておりませんが、漁業協約を結ぶ場合には魚種の保持に重点を置いていろいろの相談をするやうにという理想をここに掲げたものと、かように考

えております。それでこの協約がほかの国といふやうに協約を結ぶ場合には邪魔にならぬやうに用心をいたしたものは、或る国が海の上に線を画して自分の海の上における領域を拡張するといふやうな感じを持たれるやうな形はとりたくない。そういうことはあるとではかの国と協約を結びます場合に邪魔になるから、そういうやうなことは一切の心の中に盛つちやいかんといふことを用心いたしておりましたのでございまして、幸いに米國及びカナダでもそういうやうな意図は持つておらなかつたので、そういうやうな邪魔になるやうなものはないと思ひます。ただ或る一つの魚種を獲りましてこの魚種のこれ以上漁獲を増大することは、その魚種を永続せしめるゆゑんじやないからこれ以上獲らんやうにしようといふことをききました場合には、その当時において漁獲をいたしておりましたものはそれ以上現状のままではおられないか。その当時に漁獲をしておりましたものはそこを新しく漁獲をいたしたしますことによつて漁獲を増大するといふことにならぬやうなことは現存を維持しよう、かういふことには現存を維持しよう、従つて或る国は当時漁業を現実にやつていなかつたものは新しく漁業をやれないのだといふやうなことが出て参る次第でござい

ます。その魚種がどういふ魚種なりやという点については、別の生物学の委員会が別途に審議するといふ形をとつて、結果として三つの魚種についてそういう状態にあるのだといふことが附

属書に書かれたといふやうな恰好になつております。で韓國とのいろいろの協議等につきまして、李承晩ラインなんか主張されておりましたが、あの李承晩ラインが主張される根拠が日、米、加の漁業條約の中に求められておるわけでありませうけれども、私はあれは筋違ひの議論であるといふやうに考へておられます。

○千田正君 この條約の中にいわゆる過去においての條約の実績、かういふ点から考へた場合に、韓國は朝鮮、前にはいわゆる日本の領土であつた、台湾又然り、朝鮮若しくは台湾において勿論大部分は日本の指導の下に漁業をやつたのでありますから、曾つて操業したこの漁業に対して、これは韓國が曾つて操業したものとみなされるか、日本國が操業したものとみなされるか、という点において、今後の日韓問題、或いは日台問題が起きて来ると思ひますが、この点に關してはどういふふうに考へておられますか。

○参考人(藤田農君) 実績という問題についてはさうな点も論議されたのであります。日本との間の漁業關係でありませう。従つて韓國における従来の日本人の実績がどうかとかがいふ問題は、これは又その精神からいたしまして今後当該国と折衝する際に十分取入れて行くかといふやうな態度で、その点についてはこれはアメリカに約束をさせましても何にもならぬことである。韓國が相手ならば韓國との間に話合いをつけなければこれは何にもならぬことであるから、そういう点については当該国との折衝を十分して行くといふ考へ方で進めました。

○千田正君 最後にこれは重点と思ひます。我々は只今批准をしなければならぬ。建前のところに来ております。そこで、仮にこれが国会において反対してどういふ場合が生じたとするならば、それによつての米加と日本との間に直ちに起るべきところのいわゆる不利な点、かういふ問題においてはどういふ点が不利になるかといふことについて一つ屬慚のない御意見を承つたいと思ひます。

○委員長(木下辰雄君) 鈴木さんからお願いいたします。

○参考人(鈴木九平君) 千田さんから今の御質問につきまして、この條約がない場合にどういふ支障を生ずるかという御質問のやうに伺つたのであります。

○千田正君 ない場合といふのはありません。これは只今日、米、加とも政府が仮調印いたしましたので、恐らく米、加とも当然日本がこれに調印するであらうといふやうに考へておられると思ひます。それが若しも国会において日本側が批准しなかつたといふやうな事態が生じた場合は、日本の将来の問題にどういふ不利な点が一体起きて来るか、かういふ点であります。これが現在のいわゆる参議院といたしましては、この問題を十分検討して批准するかしないかといふやうな重点にかかつておられますので、我々も皆さんにお出でを願つていふ御意見を伺うのは、一にかかつてこの最後の点、若し批准しなかつた場合には、一体日本の漁業の将来はどうなるか、或いは日、米間、或いは日本、カナダ間の國際情勢にどういふ変化を及ぼすだらう

○千田正君 最後にこれは重点と思ひます。我々は只今批准をしなければならぬ。建前のところに来ております。そこで、仮にこれが国会において反対してどういふ場合が生じたとするならば、それによつての米加と日本との間に直ちに起るべきところのいわゆる不利な点、かういふ問題においてはどういふ点が不利になるかといふことについて一つ屬慚のない御意見を承つたいと思ひます。

か、日本の国にとつて如何なる重大な不利な点が来るかといふことを十分に我々は考慮しなければいけないと思ひますので、その点についての皆さんのお考えを承つておきたいと思ひます。

○参考人(鈴木九平君) よくわかりました。お答え申し上げます。少くとも仮調印いたしましたこの條約は、先ほどから申しました通り我が国の業界、官庁こそつてその担当者は協議に協議を重ねた結論としてこへ出したわけなのでございます。これが若し不幸にして批准されなかつた、こういう場合があるならば、少くも折衝の箇に當つておりました代表委員は業者或いは国民の意向を反映しておらなかつたという不信用を招く、これも考えますし、それが延いては日本と今後いへるの折衝をして行くのに信を措くに足らん、こういうような気分をアメリカ並びにカナダに起させるだろうと私は考へるのであります。延いては我が国の水産物輸出というような問題に影響を及ぼして、それが関税障壁を設けさせたり、或いは日本の水産製品のボーイコットを招来しやしないか、こう私は考へておりました、その点非常に心配するところでございます。

○委員長(木下辰雄君) 藤田さんの御意見はどうですか。

○参考人(藤田巖君) 仮にこの漁業條約が批准になりません場合、これは私は漁業のみならず、一般の経済関係、その他政治的関係にいろいろの影響を持つてあらうと思ひいたしますが、ほかの關係は先ずおきまして、漁業のみについて考へましても、これは事實として申しますが、漁業協定を成立

せしめるまでは、日本の態度といたしましては、吉田、ダレスの書簡によつて行動をするといふことになつております。そういたしましたして現実にはこの漁業協定ができませんれば、行けるものと、行けないものはつきりするわけでありませぬ。即ちプリンスエドワードの蟹工船でありませぬとか、或いはペーリング海におきますトロールでありますとか、自由になつておりますものは、正々堂々と行けるわけでありませぬ。そのほか制限を受けておりますところの、いわしにいたしましては、まぐろにいたしましては、それは大手を振つて何ら懸念なく行けるわけでありませぬが、そういうふうな点が非常に多いにやつて来る。紛争を惹起するところのものがたくさん出て来るように考へる。さうな点が私にはにもかくにも協定を結ぶことによつてはつきりして、そこに漁業の安定ができるというふうなことが一つの利点ではないかといふふうに思ひます。

○委員長(木下辰雄君) 小濱さんの御意見は如何ですか。

○参考人(小濱八彌君) 私も藤田君の意見と大体同じようなものであります。私初めに申しました通り、曾つて戦前でございますが、日本の漁業者は米加の沿岸でそう無茶をやつたとは思つておりませんが、米加の沿岸の漁業者は、日本の漁業者が、極めて大事にして、おる、そうして米国で大事に、自国民に制限を加へ、これ以上取つちや困るというので保存措置を講じておるさけ等を取りに来たんだと、こういうことを考へておるようでございます。日本の漁業者は取りに行つたん

ので調査をしたことがあると思つておりますが、その調査を、現実に取りに来たのだと、こう言つておりましたよくなわけでありまして、自由に活動ができるようになれば、日本の漁業者は又米加の沿岸に来て勝手なことをするのじやないかといふような感じを沿岸の漁業者は持つておるのでございませぬ。今回の漁業協約によりまして、さういふふうな問題があるものについて、果してその魚種が、これ以上取つていかんような状態になつておるかどうかといふことを十分に審議しまして、さけに付いてはまさにさういふ状態にあるが故にこれはこれ以上取らんようにしようといふので、あの協約が、さけに付いて申しますればできたようなわけです、そのほかハリバット及びにしんにつましまして、これ以上取ることには、魚族を永續させるゆえんじやないのだ、だからこの三つの種類についてはこれ以上取らんようにしよう。米加においては、現在操業の制限の下に漁獲を統制して行く。日本は現在在外漁業をしておらないが故に、取りに来ることとを控へるといふ話合いができたわけなのであります。それは、さういふ協約を結ぶことはよろしくないといふので、米加の人たちは、日本の漁業者と、相変らず自由に活動ができるようになつたら、どこへも来て勝手なことをやるのだといふことを主張するといふふうな感じを、米加の沿岸漁業者には持たせざるであらうと考へます。この感じを持たせまうことが、漁業の問題について、今後いろいろトラブルが起りましたときの解決に非常な支障を来しますのみならず、日本人の信

用を傷つけまして、漁業以外のそのほかのいろいろの経済上の通商條約等の締結につきましても、いろいろの疑念を深めるといふふうなことになるはしないかといふことを、ひそかに私は心配いたしております一人でございます。

○千田正君 大体私のお尋ねする点は終りました。最後にもう一点だけ伺います。それは、外交關係のおかたがたでありますから、さういふことを聞くのは、或いは筋違いかも知れませんが、先ほど鈴木さんのお話の中にありました通り、当時日本の確語に対する関税問題、或いは冷凍の製品に對するところのボーイコットといふような問題がアメリカの国内においてすでに運動を開始されておつたのでありますので、今日我々も非常にその点を憂えておるのであります。日本が折角獨立して、公海の自由、或いは日本の権利の回復といふのに、このたびはまあ國際的な關係からさうした漁業條約を以て一応の制約を受けると、これに對する一つの日本側としての積極的な外交といふものは、利益の享受といふ点におきまして、日本の漁獲物のアメリカに對する進出、いわゆるアメリカの国内が日本の漁獲物製品に對するボーイコット、若しくは関税障壁といふような問題を掲げられておる最中であつたのでございませぬから、これを一応契機といたしてこの問題を解決すべきではなかつたかといふふうにも考へられますが、その点についてのお考えは如何でございますか、一応伺つておきたいと思ひます。

○参考人(藤田巖君) 漁業協定の會議のときにでも、やはりさういふ關稅の問題、冷凍まぐろ等に対する關稅の問題もございまして、まあ我々も与らされておりますところの範圍は、この漁業の問題をきめようといふことであります。極く内々で、プライベートにお出でになつたかたの意向を、日本側の個人のかたがいろいろ打診されたことは聞いております。併し正式の議題としては取上げる範圍でございませぬので、そこまで触れ得なかつたわけでありませぬ。

○秋山俊一郎君 千田委員から詳細に亘つての質問がございましたので、私は一点だけ伺ひたいと思つたのであります。このさけの漁獲につきまして、議定書に定められました西經百七十五度の線、この百七十五度の線が非常に衆議院でも問題になつたようでありませぬが、この條約、或いは附屬書を見ましても、この附近におけるさけがアジア系のものであるか、或いはアメリカ系のものであるか、或いはアフリカ系のものであるか、或いはアフリカ系のものであるかといふことがつきりしなかつたのではないかと。従つて今後關係各國が十分調査をして、その魚種がアジア系のものか、或いはアメリカ系のものか、或いはその両者がそこに混つて遊泳しておるものであるかといふことを見極めた後に、改めてその線を劃する。従つて、それまでは暫定的の線であるといふような表現がしてあるのであります。その場合に、現在調印されておりますところの線は、日本とカナダは漁業を抑制する、アメリカは抑止しておらん、保存措置を講ずる、さういふことになつております。従つて、アメリカ側は従つてはいふやうに、日本とカナダは従つてはいふやうに、さういふことには若しそこにはつきりしない点があるなら

問題、冷凍まぐろ等に対する關稅の問題もございまして、まあ我々も与らされておりますところの範圍は、この漁業の問題をきめようといふことであります。極く内々で、プライベートにお出でになつたかたの意向を、日本側の個人のかたがいろいろ打診されたことは聞いております。併し正式の議題としては取上げる範圍でございませぬので、そこまで触れ得なかつたわけでありませぬ。

問題、冷凍まぐろ等に対する關稅の問題もございまして、まあ我々も与らされておりますところの範圍は、この漁業の問題をきめようといふことであります。極く内々で、プライベートにお出でになつたかたの意向を、日本側の個人のかたがいろいろ打診されたことは聞いております。併し正式の議題としては取上げる範圍でございませぬので、そこまで触れ得なかつたわけでありませぬ。

ば、三国とも個々に操業しない、いわゆる抑止をしてお互いにこれの保存措置を講ずるといつたようなことが私は妥当ではなからうか。それを二国が抑止して、アメリカは抑止してないという点につきましては、どういふような論議が交されたか。又日本としては如何ような主張を出したのですか、その点をどなたでもよろしいですから……。

○参考人(藤田巖君) 結局アメリカ系のさけ、まず、アメリカの河川に上るところのさけ、まず、それがおき満限であると認め、而も日本におきましては條約に規定する実績はないわけでありまして、これを考慮する、そうしてアメリカは従来通り保存措置を引続いて講じて行く、こういうことが主たる狙いでもあります。事実問題としては、私はアメリカがあの近所の海域(母船式のさけ、まず漁業を企てる)とは考えておりません。結局はそのさけ、まずは先にアラスカの川へ上るわけでありまして、その川に上りますところを従来の建網でとるわけでは、狙いはやはり先ほど言いましたように、どちらも制限するといふのではなないのであります、つまり満限に達しておるものについては、現在以上に確保にならないような措置を講じて行く、そういうような趣旨で定められておられます。関係上、実績のない国は遠慮し、実績のある国は従来の保存措置を引続いて講じて行く、お互いに魚類の永続的な保持を図つて行く、こういうふうな建前になつておるのであります。

○委員長(木下辰雄君) ちよつと私から一、二お尋ねしますが、あの際日本の側からは百七十度の線を主張したよ

うであります。アメリカは百八十度の線を主張し、中間をとつてとにかく暫定線として百七十五度の線がきまつたということを開いておられますが、その通りでございますか。

○参考人(藤田巖君) いろいろ審議の過程はあるのでありますが、日本側としては、あちらに提案いたしましたのは西経百七十度、アメリカ側から当初参りましたのは、例の日附変更線の百八十度の線、殊にペーリング海の沖合も、アラスカ半島、アリューシャン列島を全部包含したところの線であつたのです。それがいろいろ折衝の結果、暫定線として取りあはず西経百七十五度がきまつた、こういうことでもあります。

○委員長(木下辰雄君) それからこれは暫定線であつて、これが将来三国で調査をして、若し百七十五度の線がアメリカ側のさけの遊泳地であつて、これがアメリカに非常に支障を来たすといふことがあつたら、日本は後退しなければならぬといふように解していいですか。

○参考人(藤田巖君) そのときの話では、アメリカ系のさけ、まずと、アジアカ系のさけ、まずと分つて行く、アジアカ系のさけ、まずについては日本は従来実績もあるわけですから、これについては我々は従来通り出漁するといふ態度で、アメリカ系のさけ、まずについては、これを遠慮しようといふことでは、従つて、これは勿論調査研究の結果はつきり丁度よくその線が二つに割れて、その線から西へはアメリカ系のさけはちよつともいえない、その線から東へはアジアカ系のさけはちよつともいえない、こういう線が見つかれば極めて

て理想だと思つたのです。併し実際問題といたしましては、そういうようなことは非常にこれはさういふ結論に達する調査を完成するといふことはむづかしいだらう。従つてやはりこれはいろいろのデータを集めて、そのときに現在よりも正しく、アジアカ系のさけ、まずと、アメリカ系のさけ、まずとを合理的に正しく分ち得るところの線が、調査の結果発見されれば、その結果日本に有利にならうが、不利にならうが、これは我々としてはその調査の結果が出て来れば、これは仕方がないといふように考へておつたのであります。

○委員長(木下辰雄君) その際、日本側もアメリカ側も調査をして、その調査の結果、委員会の意見が一致しない場合におきましては、第三国に裁定を頼むといふことがありましたか。

○参考人(藤田巖君) それは委員会でもうしても全会一致の結論が得られなければ、仲裁人と申しますか、中立の第三国の科学者によつてそれを決定する、こういうようなことが議定書に明記されております。

○委員長(木下辰雄君) そういう場合には、その第三国は日米加でおのづから指定していいんですか、或いはどうなりますか、その第三国の指定の権限は……。

○参考人(藤田巖君) それは、確かに規定をいたしましたのは、附属議定書の中に、「この三人の者は、いずれも締約国の国民であつてはならず、この問題の決定のためにすべての締約国の相互の合意により選定されるものとす」と書いてある。従つて、三国が相互に合意をした上でこの三人がきめられる。どこか反対があつたら駄目です。いずれもこの三人が適当であると一致点に達したとき、それが選定される、こういうわけですね。

○委員長(木下辰雄君) これは、この條約の範囲は、北太平洋の海域並びに接続海面とありますが、接続海面の範囲がわかつておりましたら、お知らせ願ひたいと思ひます。

○参考人(藤田巖君) これはその当時接続海面と言ひますのは、例えばペーリング海でありますとか、プリズトル海でありますとか、或いはオホーツク海、そういうようなものを例として挙げておつたわけでありまして、併しながらこれは実際問題といたしましては、例えば、それ以外で、それに接続する海域といふもの、而も三国の間に共通の利害関係を伴うような海域でございます。併しこれはやはり含めてよろしからうと思ひます。併しこれらはいずれも調査委員会で決定する問題だと思ひます。

○委員長(木下辰雄君) ほかに御質問ありませんか、参考人に対する質問は……。

○参考人(藤田巖君) これは御質問がないのでありますけれども、どうも新開その他で伺つておられますと、非常に誤解をされて論議されておられるような気がいたしますので、私からちよつとこの機会に申上げておきたいと思つたのであります。それは、第一條の二項に關係する問題、その第一條の二項は、「この條約のいかなる規定も、領水の範囲又は沿岸の国の漁業管轄権に關する條約の主張に不利な影響を与える(主張を害する)ものとみなしてはならない。」この規定があるわけですね。これ

が何か非常に広い範囲の、領海の範囲又は漁業管轄権の範囲を或る国が主張した場合に、それを尊重する、或いはそれを認めなければならぬのだといふふうな意味に解釈されておられる議論があるように思ひますが、それは全然誤りであります。私どもがこの規定を會議で入れましたのは、これはカナダから提案があつて、大西洋の漁業條約に同様の規定がある。従つてこの太平洋の漁業協定のうちその規定がないと、又いろいろ反対解釈が起るのだといふことで、カナダから主張されて入れたのであります。この問題は領海又はその漁業管轄権の問題は、これは国々によつていろいろ主張の相違がある。併しその問題はこの條約においてはこれは触れない。全然これは別問題であつて、別個にこれを議論するのだといふ趣旨であります。決してこれはどつかの国の広い領海の範囲を尊重するとか、肯定するとか、といふふうな趣旨ではございません。この点はアメリカにおいても、カナダにおいても、我々においても何ら誤解のない一致した点でございます。当事者であるところの三国のその會議のときには、そういうふうなことでございまして、ちよつとさういふ点の誤解がございまして、これは一つ明らかにして頂きたいと思ひます。

○委員長(木下辰雄君) これで参考人に対する質問は終了いたしました。どうも有難うございました。

○委員長(木下辰雄君) 次に日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約に基き駐留する合衆国軍隊に水面を使用させるための漁船の操業制限等に關

する法律案を議題に供します。前回は引続いて質問をお願いいたします。只今大蔵省の主計局長或いは次長が参りますから、その際御質問願います。それでは御質問をお願いします。

○秋山俊一郎君 前回から引続いて審査をし、質問を続けおる例の通常生ずべき損害の算定の問題であります。先般の質問に對しましてのお答えは、だはつきりした段階に至つていないというところでございましたが、その後折衝をされておりましたか。又折衝をされておるとすれば、どういふ段階になつておるのですか。

○政府委員(石原周夫君) 先般申し上げましたように、漁獲が減少をいたしましたのと相表裏をいたしまして、他に転用し得る部分が出て参る。それをどういふふうに評価をいたすかという点が問題だということをお申上げたのであります。その点につきましては、現在の漁業所得の内容などを見まして、自家努力をどの程度に転用できるかという数字につきまして、私どものほうで安本でありますとか或いは税務署の資料でありますとか、そういうものからいろいろ数字を出しまして、農林省と数字の検討を続けておるわけです。まだその最終的結論に到達いたしておりません。一応両者が検討いたしました基礎の数字がございますので、それで水産庁のほうに意見を交換し数字を詰めております。

○秋山俊一郎君 前回のお答えの中にかような問題を処理するところの費用として予算に計上されておりますものが九十二億円であります。従つてこの算式如何によつては、九十二億円が不足を来たすようなことが起つて来るか

も知れないが、一応九十二億というものを抑えて、その枠内において損失の算定の基準を作らなければ工合が悪いというふうなお答えがございましたが、これは私は妥当でない。若し損害を補償するということならば、予算が足りなければ予算を増しても補いをつけるべきものであつて、予算に制約をされて算式を決定するということは補償するという根本の趣旨に副わないものである、かように考えるわけでありませぬ。従つて私にこの算定の方式というものは予算の額というものと別個に研究をされて決定せられ、その上で予想した額が九十二億円というものを上廻るものであるならば、補正予算なり何なりによつてそれを補つて補償するのが政府として国民に対する当然の処置ではないかと、かように考えております。従つて私は今後のこの処置についてはさういふ取扱いをしてもらうというのを強く要請するものであります。更にこの算定の方式につきましては先般来からいろいろ論議を交わしておりますように、漁業が制約されるというために漁獲が著しく減つて来た。さうした場合には百分の四二、即ち四割二分というものを所得と見て計算の基礎にしておるのであるが、更にそれに何かのものを乗じ、即ちその六割だとか、或いは八割だとかいつたようなことになりまして、全然仕事のできない非常な損失を見る上りなことに相成りますので、我々やはり四二%というものが従来の算式によつて決定されたものとするならば、それを更に削るといふようなことにならんように算式を決定して頂きたい。

それは先だつて私が申しましたように漁業者が制約を受けまして、そこで仕事ができないといたしましたも、そのできない期間をふら／＼遊んでおるわけには行きませぬ。必ずその期間に他の方法を以て他の漁場に行くとか、或いは他の方法によつて生計を立てて行かなければなりません。それについては或いはやつて見て更にマイナスを加えるかも知れませぬ。或いは幾分のプラスになるかも知れませぬ。というのは、漁船などをそのまま放置しておくといふと非常に非常な損害を来たしますので、それを管理するための費用は相当かかるとあります。その費用はかけて、さうして遊んでいるわけには行かないのでございまして、必ずさういふ人は何らかのお仕事を付けて他の方面に出漁するなりいたしますが、それには本来の仕事をする以上の経費がかかるというのが至当でありまして若しそれらが本来の仕事よりいならば本来の仕事をするはずはないのでありますから、さういつたものによつて得た所得と、そしてそれにかつたところの経費というものの差引をしまして、そしてそこに相当の利益があるならば、それは加えて考えていいのであります。さういつたような意味合いからいたしまして、たださういふことを全然考えずに何から、更にその何割といつたような計算は漁業の場合には当たらない。これが失業者の場合と違ひまして今申しましたような点から私には算式は飽くまでも最初の四二%という計算が出たならばそれで以て行く、それに他で働いた所得があるならばそれを引いてもいいが、それに更に何割掛けるというふうなことはないように

して頂きたい。さうしていま一点は、先ほどから申すような予算を抑えておいて算式を算定するというのなによりに算式を基礎として、予算というものが足りなければそれを補つて、補償して行くというふうな考えで頂きたいと思ひますが、その点如何でしょうか。

○政府委員(石原周夫君) お尋ねの第一点でございまして、九十二億円を抑えておきまして、あの中にはまるように基準を左右することは筋が通らぬではないかと仰せであります。お話を聞いて御尤もであります。私も金額がはたらんから庶二無二切り下げるといふようなことは考えておりません。ただ先般お申上げましたこと、第二條によりまして提供いたしました地域というふうなものに関連をいたしまして、どういふような金額がそのために生ずるかというのを睨みまして九十二億との間の見直しを付かせんと、私どもとしては予算を預かる、と申すと語弊がございまして九十二億円のような、相当包括的な予算を持つておりますときには、当然事務当局といたしましてその数字の結果がどう落ちつくかということにつきましての検討をいたさなければならぬといふふうに考えておるわけでありませぬ。従つて私ども九十二億円の全部の積算ができるまで、さういつた基準の検討或いは決定をやれといふことは考慮しておりませぬ。ただ全体の数字の見直しはつけなければ、ちよつと私ども事務的に困る問題であります。

第二の点でございまして、四二%とおつしやいました所得率でございませぬが、総収入に對しまする所得を掛けた、いわば漁業所得と申しますか、課税対象になります所得でございませぬが、その中には当然自家努力の分が含まれておりますので、前回から申上げておられますことは、只今お話のように、この遊んでおられる期間にその自家努力というものが何らかの形において有利に使用せられるであらうということをお述べいたすわけでありませぬ。従つて四二%フルにやりますと、これは極端なことを申上げますれば全然じつとしておりまして、働いておるときと同じ程度の自家努力に對する報酬を得るわけでありませぬ。その自家努力の余裕のありませぬ時期に使います使ひ方につきましては、御指摘のように漁船の維持をするというふうな、直接貨幣収入の伴わない面もございませぬ。或いはさうでなく多少出稼ぎに行くとか人の手伝いをするというふうな貨幣収入に換えるものもございませぬ。さういふものも睨み合せて、それから自家努力というものが転用せられるものがある、有利な形において転用せられる、それが従来の業務から見てもさういふ点はございませぬ。そこら辺の自家努力がどういふふうな転用せられるかということをお睨み合せてパーセンテージの決定ということになるというふうな考えでおります。

○秋山俊一郎君 勿論先ほどから私が申しておりますように、制約された期間においてはあらゆる方法を考へて自家努力なり或いは自家努力でない、その船全体を使つての活動によつて賄いをつけて行く、これはたつた一人が仕事をしておつて休むのでなくて大抵の場合は船を動かす場合は一人では動

きません。場合によつては家族の多いものは家族と或いは漁夫を雇つてやる場合もあるかも知れませんが、家族にいたしましてもそれらに対する給与をやらなければならぬ。それらの養なつておりますものを稼動する場合は相当の経費がかかつておるのであります。それがプラスになる場合もあるがマイナスになる場合もあると思ひます。従つてそれによつて所得があつた場合には、それは差引いていいと思ひますが、そういう意味合におきまして、そういうことを考えないで、いきなり何割掛けられてしまふといふことは當を得ないもの、こう考えるわけがあります。

それから最初の九十二億円の問題であります。これは先般からお話のありますように、これは日本だけの負担でない場合があるそつであります。この点は我々も了承しておりますが、併しその金額の見積りにつきましての算定の基礎といふものを出してから、そうして累積したものが幾らになるかといふことによつてきめて行かなければならぬ。お終いをきめておいて逆に戻つて来たのでは私どもの納得の行かない点に落ちついて来るのでありますから、先ず幾らかかるかといふことを見るためには、算式を先ず第一に決定して、然る後にその数字を生み出し、そしてそれが予算或いは給予算とどういふふうな振合になるか。そこで予算が足りなければこの措置をどういふふうな考へて行くかといふふうな私考へて、これはこういふことを申上げたわけでありませう。今のお話でありますと、やはり財政、給予算を見てそしてといふことになりませうと、算式の

問題は一番最後になる。それでは予算がどれだけ要るかといふことが出て来ないのであります。今、次長の言われるのは、四二%という所得に何割かを掛けたものを基礎として、そして全国の補償金額を見出したものが予算とどうなるかといふ見当をおつけになつて、若し余裕があれば増すし、足りなければ又考へるといふふうな御説明になつて居るようには私は解釈するのですが、そつでなくて、これだけのものを補償すべきもんだといふ算式を立てまして、そして一応補償すべきものに乘じまして得た金額が九十二億となる、そこで九十二億といふものを考へて行かなければならぬ、こういう考へなのであります。その点を一つそつでいふらにやつて頂くように算式を早く決定して、その上で先に進んで行くといふことにして頂きたいのであります。それが算式がきまらなければ総額が幾らになるかといふことは出ないのじやないか。ただ大蔵省の一方的な考へ方のみで、そういう算式だけを先にきめて総額を出しても、関係各省が納得が行かないで、どうしてもその予算を執行する上にトラブルが起るのじやないか、こういうふうな考へるのです。

○政府委員(石原周夫君) 私の申上げております点とお話の点とは余り違わないかと思つておりますが、ただ事務当局の立場を申上げておきますと、算式を一応頭からきめて行きますと、金額が九十二億、不足すれば補正予算で行こうじやないかといふ立場からする補正予算といふものを前提とした組み方といふものは、そういう追加財源といふものを今日予想できない。補正予算を予想いたしまして数字の締

めくりをつけるといふことはちよつとむずかしい問題かと思ひます。従ひまして数字の見直しとしましては、九十二億という点に一応目標を置いて締めくくつて行く。ただ先ほど申上げたように、そこで初めて九十二億の内訳を締め上げて、これで算式がOKだといふことを申上げるつもりはないので、大体の見直しをつけまして、これで九十二億といふ、大きな枠の中に取りました数字との脱合せて、大きいところをつけて行きたいといふことを申上げたのであります。

○秋山俊一郎君 事務当局の扱ひとしてはさうなことになるかも知れませんが、これをこの法律を作つて補償して行くといふ眼目から見ますといふと、それではどうもびんと来ない。若し事務的にどうしてもできないといふことならば、又大臣でも来てもらつて話を進めて行かなければならぬのではないかと思ひます。私は飽くまでもこの妥當なる線で補償をするといふことを眼目に置いて考へて行かなければ、予算を先にきめておいて、そしてそれで、その範囲内で補償するといふことは非常にみじめな補償になる場合を慮れるのであります。そういう意味でここでもうどうも押問答しても同じでありますから……。

○委員長(木下辰雄君) この問題に対する質疑は次の委員会に継続いたします。今日はこれにて散会いたします。

午後三時十四分散会

昭和二十七年八月一日印刷

昭和二十七年八月二日發行

參議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局